

**食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第2回プリオン病小委員会 議事要旨**

1. 日 時：平成16年6月3日（木）10：00～14：00

2. 場 所：農林水産省消費・安全局第4・5会議室

3. 出席者：

（臨時委員）

小野寺小委員長、藤田委員、吉川委員

（専門委員）

阿部委員、片峰委員、金子委員、品川委員、三浦委員、山内委員、横山委員

（事務局）

中川消費・安全局長、齊藤参事官、細田農産安全管理課長、栗本衛生管理課長、境薬事・飼料安全室長、濱本飼料安全管理官 ほか

4. 議 題

（1）牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

（2）ペットフード原料としての動物由来物質の取扱いについて

（3）と畜場汚泥、牛由来肉骨粉等の肥料利用に係る調査研究について

（4）8例目以降の調査結果の報告について

5. 議 事

○栗本衛生管理課長による開会の発言の後、中川消費・安全局長より、挨拶があった。

○続いて、小野寺委員長より、議事4については、個人に関する情報を扱うこと、確定していない資料を扱うこと等から、非公開としたい旨の発言があった。

議題：牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

○小野寺小委員長

議事の（1）について、事務局より説明をお願いします。

○杉崎課長補佐

（資料1-1に基づき、家畜伝染病予防法第3条の2で位置づけられた特定家畜伝染病防疫指針について説明。また、今回示したBSEに関する特定家畜伝染病防疫指針の案（資料1-2）は、既存のBSE検査対応マニュアル（資料1-4）をベースにBSE対策基本計画（資料1-5）の考え方も踏まえて作成したものであり、提示案と現行マニュアルとの対照表（資料1-3）を参考までに配付した旨説明。提示案について、資料1-2に基づき、目次及び本文を順次説明。）

○小野寺小委員長

ただいまの事務局からの説明について意見等あればお願いします。

○山内委員

前文の3行目に「異常プリオンたん白質を病原体とするプリオン病」とあるが、学問的には異常プリオンたん白質イコール病原体とはまだ結論づけられていないため、表現の検討が必要。

○杉崎課長補佐
了解。

○阿部委員

こうして整理された防疫指針を行政ネットワークのみで使用するのではなく、共済獣医師等にも広く周知し、ガイドラインとして使用してもらうことが必要。

○伏見課長補佐

了解。共済組合を所管する当省の経営局や全国の自衛防疫団体を総括する全国家畜畜産物衛生指導協会等にも説明し、普及に努めて参りたい。

○吉川委員

発生農家に対する補償についても言及できないものか。

○伏見課長補佐

この防疫指針は都道府県及び市町村が執るべき防疫措置を示すもの。また、家畜伝染病が発生した場合には法律に基づき手当金が支払われるとともに、家畜所有者への経営対策等については、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」にも記載しており、疾病ごとの個々の指針に補償の話はあえて書き込まないこととした。ご理解願いたい。

○山内委員

4 ページの中段に「エライザ検査（スクリーニング検査）」とあるが、今後エライザ検査以外の検査も行われる可能性もあるので、この部分は「迅速検査」とした方がいいのではないか。

○杉崎課長補佐
了解。

○藤田委員

8 ページの汚染物品について、受精卵は汚染物品にはあたらないとしているが、OIEのコード上はただし書があったのではないか。受精卵と表現しても問題はないと思うが…。

○杉崎課長補佐
表現について検討する。

○横山委員

患畜の研究利用を推進するため、農場段階のサーベイランスで患畜が確認された場合、当該患畜の死体は焼却が原則だろうが、研究にも利用できるよう表現を工夫して欲しい。

○杉崎課長補佐
検討する。

○片峰委員

基本方針の中には輸入検疫のことが書いてあるが、輸入検疫の話は、他の防疫措置が詳細に書かれているのと比較し、基本方針以外まったく書かれていない。どうしてか。

○杉崎課長補佐

家畜伝染病予防法第3条の2に示されているとおり、防疫指針は、都道府県及び市町村が講ずべき、検査、消毒、家畜等の移動の制限等の措置を示したものである。そういう意味で、輸入検疫については国が実施しているため、発生予防の観点から基本方針の中に示すにとどまった。

○藤田委員

1ページ下段に「牛由来たん白質」とあるが、これは「反すう動物由来たん白質」とした方がいいのではないか。

○杉崎課長補佐

了解。

○小野寺小委員長

それでは、内容については、ひととおりのご議論を頂いたと思うので、事務局から今後の取扱いについて説明願う。

○杉崎課長補佐

本日のご意見を踏まえ、防疫指針案を再度整理させて頂き、後日、各委員あて修正したものを送付させていただく。そこで、特段のご意見などがなければ、省内の文書審査、パブリック・コメント、関係省庁との協議等の手続に入る予定。ただ、併せて、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザについても防疫指針を作成しているので、今後、これら疾病の防疫指針との関係から、若干の加筆修正があると思うが、この場合は、事務局と小委員長とで打ち合わせをしながら進めていくということによろしいか。

(一同、うなづく)

○品川委員

BSE患畜については、貴重な研究材料なので、その利用が円滑に図られるよう配慮願いたい。

○杉崎課長補佐

前向きに検討する。

なお、3月の第1回の本小委員会で紹介したフレライザBSEについては、4月に薬事法の承認がおりたので、今後、家畜伝染病予防法施行規則の別表の一部改正の事務手続を進めることを予定していることを参考までに報告する。

○小野寺小委員長

それでは、事務局案については、委員より指摘のあった点について、一部加筆修正の上、手続を進めてもらう。なお、今後、他疾病の防疫指針との整合性を図るため、細かい点の修正が生じた場合は、事務局と小委員長である私とで打ち合わせをしながら進めていくこととする。

議題：ペットフード原料としての動物由来物質の取扱いについて

○濱本飼料安全管理官

(資料2-1に基づき、可食部位から製造する獣脂かす、肉粉をペットフードに利用することの考え方及びリスク管理の方法について説明。)

○小野寺小委員長

事務局から説明のあった内容について質問等あれば願います。

○山内委員

解除する時に肥飼料検査所が行う確認の内容についてはよく分かった。解除した後に適正に実行されているかどうかについては、肥飼料検査所はどのような対応をするのか。

○濱本飼料安全管理官

レンダラーについては、飼料製造業者でもあることから肥飼料検査所が立入検査が実施される。この部分については、飼料安全法の対象外になることから業者の同意を得て調査を実施することで担保していくこととしている。

○三浦委員

3 ページの図の中の食用脂身から製造される獣脂かす及び肉粉がペットフードに使用されるのか。

○濱本飼料安全管理官

理論的には獣脂かすも使えるようになるが、その製品の特性上、獣脂かすは油分が多すぎためそのままでは使用できない。肉粉が使用されることになる。

○三浦委員

1 ページの表では獣脂かす（肉粉）となっているが獣脂かす及び肉粉ということか。

○濱本飼料安全管理官

そのとおり。

○阿部委員

BSE技術検討会でペットフードについて議論したことがあったが、ペットフードは外国の製品が多かったと記憶している。これらの外国から輸入される製品はどのような形態で輸入されるのか。最終製品として輸入されるのか、輸入された後国内で製品に加工されるのか。海外で製造されるものについても同じように規制が適用されるのか。また、半製品で輸入され国内で製品化されるもの、最終製品として輸入されるものがそれぞれ全体の何パーセントになっているのか。

○濱本飼料安全管理官

輸入品と国産の比率は、ほぼ半々になっている。
輸入品については、基本的に店頭にならぶ様な缶詰、袋詰め形態で輸入される。バルクなどの半製品の形態では輸入できない形にしている。
また、これらの規制は国産の製品に対する規制になっている。輸入品についてもペットフード工業会が把握しているが、自主的な規制という形で肉骨粉等が入っていないものが輸入されることとなっている。

○金子委員

この絵が輸入品にどう適用されるのか。

○濱本飼料安全管理官

輸入品には、基本的に法律でないため、ペットフード工業会をの指導を通じて要請していきたい。

○小野寺小委員長

たしか、牛肉の輸入が禁止されている国からはペットフードも輸入が禁止されている。

○品川委員

1ページの1～6の事項について確認した後も、業者の同意を得て、調査して担保することとしているが、調査した結果、問題があった場合どうなるのか。

○濱本飼料安全管理官

確認工場と言うことで肥飼料検査所が確認し、この工場のもものは使用して良いと言うことになるので、何か問題があった場合はこの確認を取り消し、使用することができないことになる。

○品川委員

それは何かに公表されるのか。

○濱本飼料安全管理官

公表される。

○吉川委員

考え方を整理しておいた方が良いと思う。

食用の油身に関して食用だから大丈夫だとの考え方ではないと思う。ファンシータローについてはその中に入ってくるたん白質含量がこれ以下だから大丈夫だという考え方であって、残りの方の肉かす・脂身はそうではないかもしれないとの前提に大丈夫だとの議論をしなければいけないと思う。そうしたことを考慮した上で、問題ないということが言えるしかるべき議論があれば大丈夫かなと思う。

○小野寺小委員長

肉粉と書いてあるが油とは別に考えるのでは無くてか。

○横山委員

たん白質の固まりだからと言うことでは。

○吉川委員

そのとおり。反対側のものを対象にしていると言うこと。

人の方が油で担保したのは、たん白含量が異なるためであり、逆に言えばそこににあるリスクを想定した上で、これだけの含量であればファンシータローは問題ないと判断したものであり、今対象としているのは反対側のものである。それでも問題がないとの議論をしておくべきでは。

○品川委員

リスクを評価する上では、全くそのとおりだと思いますが、原料が可食部位で人の嗜好等の問題ではずされたもので作っていることから、たん白質も多分大丈夫と言うことで話が進んでいると思う。もし、これがだめと言うことになれば、食用の牛肉がプリオンだとの議論につながるのではないか。

○小野寺小委員長

ですから先ほど牛肉の輸入が禁止されている国からのペットフードの輸入は禁止されているとの話をしたところである。人の食べ残しを利用していくこととのことではないか。

○吉川委員

必ずしも、同義とは思えないが。基本的には、SRMが除去されており、スクリーニングが行われていることからリスクは低いことは解る。ここで考えた油についての安全性の保証を何処にしたかは、あくまでたん白含量とコンタミの問題で検討した。ここで議論されているのは、残りの方であり、同義論でリスクがないから大丈夫とはならないのでは。

○品川委員

イエローグリースとファンシータローは別ではないか。

○吉川委員

イエローグリースとファンシータローとを混同はしていない。イエローグリースは肉骨粉と交差汚染の可能性がある。もし、ファンシータローが原料が問題ないから安全だというのであれば、たん白含量を問題にする必要はない。

○濱本飼料安全管理官

ファンシータローについては、現在、牛にも使用できるようになっており、その点でのコントロールは別にある。今回議論していただいている肉かすについては、ファンシータローとは別の考え方をする必要があり、食用の牛肉がSRMの除去等を行うことにより安全性が担保されていることを外挿して考えていいのではないか。

○小野寺小委員長

4ページの表にあるように、ファンシータローは可食部位を処理したものであり、獣脂かすは網掛け部分に該当すると理解していただきたい。

○金子委員

原料自体がすでに認可されているものであるということであれば、問題は、レンダリング処理の過程で何か問題になるようなことが起きるかということになる。ペットフードは飼料安全法の対象外とのことであったが、法的に規制するのか。

○濱本飼料安全管理官

指導で行うことになる。

○金子委員

これは実効性のあるものになるのか。

○濱本飼料安全管理官

対象となる業者が、同時に飼料安全法の対象業者であることが大半であることから、ほぼ完全に担保できると考えている。

○金子委員

そこがきちんと担保されていれば、吉川先生の言うとおり飼料として認可されているものであることから問題ないのでは。更に、監視を徹底してもらえればよいと思います。

○吉川委員

その議論が正しいのであれば、肉かすを牛の飼料に使用することは理論的に正しくなるのでは。

○小倉課長補佐

牛と他の動物では種の壁があり、本来染らない牛の病気がうつることが問題となっている。マウスの感染実験で感染性が無いことを確認した部位であり、検査を受けたもので人の食べても大丈夫なものを牛以外の動物に利用するとの考え方ではだめか。また、牛については、BSEが牛の病気であることからファンシータローのようにたん白質での規制をかけているのでは。

○濱本飼料安全管理官

牛については、他の動物と異なりBSEに罹るので牛を守っていく必要がある。また、飼料を守っていくということでは、原因物質が飼料に混入しないようにするという事だけでは、つまり、防波堤を1つしか設けないのではなく、何かミスがあった場合のフェールセイフでもう1つ作るとの考えで規制を行っている。現在課題となっている交差汚染についても考えて規制している状況である。また、肉粉を牛に使用すると肉骨粉と識別できるかどうか等の諸問題もあるので今の段階で考えていない。

○金子委員

私のロジックとしては、食用肉が既に飼料として使用されていることとの整合性であって、食肉とファンシータローは、ペットフードに認可されているのに何故肉かすがだめなのか。今日のような議論になるのであれば、何故食肉は認可されているのかとの話になるのでは。すでに認可されているものとの整合性を図ると言うことではない。

○小野寺小委員長

食用肉については。

○濱本飼料安全管理官

食用肉については、最初から規制の対象になっていない。

○委員

ペットフードとしてではなくてか。

○濱本飼料安全管理官

市販の食肉がペットに給与されてしまっている。

○小野寺小委員長

他に何かないか。なければこれまでのところをまとめて頂きたい。

○濱本飼料安全管理官

「ペットフード原料としての動物由来物質の取扱いについて」は、基本的に原案どおりとさせていただく。また、製造業者に対する監視体制につきましては、充実させていきたいと考えている。

議題：と畜場汚泥、牛由来肉骨粉等の肥料利用に係る調査研究について

○藤井課長補佐

(資料3-1、2に基づき、BSE患畜発生後の肥料用肉骨粉等の取扱いの経緯、と畜場汚泥及び牛由来肉骨粉等の肥料としての利用実態について説明。資料3-3に基づき、と畜場汚泥及び牛由来肉骨粉等の肥料利用が牛へのBSE感染源となる可能性についての調査研究の実施方法に係る事務局案(資料3-3)を説明。)

○小林課長補佐

(資料3-2(参考)に基づき、と畜場における汚泥の処理工程等について説明。)

○山内委員

と畜場の汚泥の議論は、と畜場の外にSRMが出ていることが前提となっているが、と畜場におけるSRMの除去・焼却は厚生労働省の通知で定められており、理屈上はSRMはと畜場から出ないことになっている。と畜場でSRMがどの程度除去されるのかについての調査は厚生労働省の管轄である。GFAPは検出される可能性はなく、検討に用いることは出来ない。確率的手法によるリスク評価は可能であるが、と畜場からのSRM排出量の数値をどう考えるかが問題。現在、食品安全委員会において、厚生労働省のリスク管理の検証を行っているので、その結果を用いることが出来るのではないか。

○藤井課長補佐

厚生労働省は、背割りの工程から出るものについては1mm程度のメッシュのスクリーンで除去し、焼却するよう通知で指導している。それが完璧に行われていれば、汚泥にSRMは入らないと言えないこともない。

○藤田委員

アメリカでは汚泥ケーキの水分率を20%に下げる技術が開発されたと聞いている。その水分率であれば焼却も可能かと思うが、何か情報は無いか。

また、汚泥肥料の需要は高いのか。

○小林課長補佐

アメリカについての情報は得ていない。と畜場に専用の乾燥装置を設置すれば水分率を15%にまで下げることが可能であるが、九州のと畜場(資料3-2(参考))規模で二千万円の設備投資が必要。牛1頭につき4千円のコストアップとなり(と畜処理手数料7千円/頭)、と畜場の経営が成り行かない。

国内の技術開発は、微生物の活性能力を強化し、汚泥を減量化する方向。

○藤井課長補佐

汚泥は肥料成分が低く、土壌改良資材的に利用されるケースが多い。肥料としての需要はそれほど高くない。

○山内委員

SRMがと畜場から出ているとすれば、汚泥のみならずその上澄みである水も問題となる。基本はSRMをと畜場から出さないということである。

○片峰委員

バリデーションを行う場合、数値的にどこにラインを引くのか。分析感度が低い場合、その検出限界でラインを引いたのでは逆効果となろう。現システムにおいて 10^{-6} 、 10^{-9} とするのか。

○中川消費・安全局長

本議題をご審議願う意図を再確認させていただきたい。と畜場汚泥についても、平成13年10月通知の出荷停止要請の対象であったが、現場段階での取扱いが曖昧であったことが発覚し、肥料利用されている実態も見られたことから、早急に汚泥を肥料利用することについての科学的評価を行うこととした。今後、評価に耐えうるデータを収集を行った上で、食品安全委員会に諮問し評価を得たいと考えており、評価が得られるまでの間、国としては、汚泥肥料の製造・流通・利用の段階で現時点で考え得る誤用防止措置を全て講じた上で、そ

の使用を妨げないこととしている。しかしながら、当方には評価に必要なデータも調査研究手法についての知識もないため、どのようにデータを集めれば良いのかについてご意見をいただきたい。

○吉川委員

事務局案にする疑問点、意見等をまとめて述べたい。①本小委と食品安全委員会の専門調査会はほぼ同じ委員で構成されているため、自らを評価する形となることに矛盾を感じる。②バリデーションをどのように行うのか。③確率的手法についてはと畜場汚泥と肉骨粉等が並記されているが、収集するデータはと畜場汚泥のもののみとなっている。確率計算において並記するのであれば、データ収集は各々について実施すべき。④と畜場の背割り工程の洗浄水が放水されているのは事実であり、スクリーン回収の有効性についての検証は必要である。⑤種による特異的なGFAPはあるのか。（他の委員から識別可能との発言あり）⑥検出限界をどうするのか。

○中川消費・安全局長

厚生労働省通知により、背割工程の洗浄水はスクリーンにより脊髓片等を回収、焼却することを指導しているため、と畜場からSRMは出ないというのが厚生労働省の理論である。しかし、現実には洗浄水は外に出ており、スクリーンを通過するタンパクの問題もある。1mmメッシュのスクリーンについてどう整理するかという議論はある。

○小野寺小委員長

データを収集するという事務局案についてはどうか。

○山内委員

データが収集できるかのかが疑問。汚泥中にある程度SRMが混入することを前提に確率計算を行った方が現実的ではないか。

○片峰委員

以前、生物製剤について検出限界を 10^{-9} としたことがもあったが、ハードルが高すぎたため断念した。バリデーションにおいて、どこまで低減できれば満足であるとするのが問題。

○金子委員

個々のマーカ－の特性（水溶性、分解性等）を考えると、その選定は困難。事務局の腐心が窺えるが、SRMの混入についてはある程度数値を決めた上でリスク分析を行ってはどうか。

○藤井課長補佐

確かにGFAPは水溶性であり、排水とともにスクリーンを通過してしまう。

○細田農産安全管理課長

と畜場からSRMが出ないのであれば、出荷停止要請の必要もなかったが、一度止めたものを解除するには科学的根拠が必要となる。検討手法、確率計算については、今後、ご意見をいただきながら検討させていただきたい。また、現在のところ分析実施機関の選定にも苦慮している状況。この点も含めて委員の皆様のお知恵をお借りしていきたい。

○山内委員

BSE発生当初、脊髓の吸引除去も行われていなかったが、現在では約90%のと畜場で

実施されている。吸引除去後の脊髄の残存量についてのデータは出ている。そのデータを用いれば、洗浄水中の神経節タンパクの含量計算ができよう。それにメッシュによる除去効率等々を勘案するというシナリオであれば可能ではないか。また、その場合は、脊髄の吸引除去を行わない場合のシナリオも必要となる。

○小野寺小委員長

本件はようやくスタートラインに着いたところ。

まずは、厚生労働省からデータをもらう、プロトコルの検討を行うことが重要。

議題： 8例目以降の調査結果の報告について

○8例目、9例目については、これまでのところ肉骨粉等の交差汚染の可能性を示すような知見は得られておらず、動物衛生研究所及び国立感染症研究所で実施中の感染試験の結果等を踏まえた上で疫学的な分析、検討を行うこととされた。

○10例目、11例目については、発生道県及び衛生管理課の調査が終了した段階で本委員会において再度検討することとされた。

以上